

□■受験対策ミニ講座 12号 2020□■ (養成所ニュースプラス第18号)

もうすぐ師走・・・試験まで2か月しかない? いいえ、「まだあと2か月も!」あります。2か月、集中すれば、かなりのことができます。時間を有効に使って焦ることなく、じっくり取り組んでいきましょう。

今回とり上げる「更生保護制度」は、前号の「就労支援サービス」の次にくる国家試験最終科目です。最後の問題までたどり着いたことをイメージして、取り組んでみてください。

■Plus Quiz・・・・・・・・

【問題12】更生保護制度に関する次の記述のうち、正しいものを2つ選びなさい。(30回147)

1. 更生保護制度を基礎づけている法律は、更生保護法である。
2. 更生保護制度は、刑事政策における施設内処遇を担っている。
3. 更生保護の対象者は、保護観察に付されている者に限る。
4. 更生保護に関する事務は、家庭裁判所が所掌している。
5. 保護観察所は、更生保護を実施するための第一線の機関である。

答えと解説は最後に記載してあります。

■Plus Column・・・・・・・・

【テキストに立ちもどって】

「更生保護制度」は、「就労支援サービス」と合わせて一科目の扱いとなっています。福祉系大学の学生はこの二科目のうち、どちらかを選択するそうですが、まもなく行われるカリキュラム改正(法改正)では、「刑事司法と福祉」という科目に再編され、必修科目となります。

「更生保護制度」は、「児童福祉」や「地域福祉」と深い関係があります。児童福祉法第44条の「不良行為をなし、又はなすおそれのある児童」のための「児童自立支援施設」の原型は、明治32(1899)年に留岡幸助が設立した「巣鴨家庭学校」まで遡ります。留岡は「犯罪の原因は環境にある」として、家庭舎方式の感化院を設立し、その後、北海道にも分校が作られました。

また留岡は、内務省の地方改良運動や社会事業調査委員としても活動し、明治41(1908)年、「中央慈善協会」(初代会長は洪沢栄一)を創立し、幹事として近代日本の社会事業の基礎を築いていきます。「中央慈善協会」は、戦後の地域福祉を担う社会福祉協議会の源流といわれています。

今、改めて「刑事施策としての更生保護」と福祉との連携が強調されるようになったこと背景には、平成15(2003)年に精神医療ニーズのある犯罪者に対する「医療観察制度」が創設されたことがあります。保護観察所に「社会復帰調整官」が配属され、多職種・多機関の連携がより現実的なものとなりました。また、再犯問題が深刻化している現状を受けて平成21(2009)年からは、高齢や障害により自立が困難な刑務所出所者等に対する社会復帰支援事業が行われています。

この分野にあまりなじみがない人は、テキストを再読することをお勧めします。中央法規のテキスト「更生保護制度5章」の事例には、万引き、窃盗、無銭飲食などを繰り返す知的障害や発達障害のある人が登場しています。野宿生活から就労継続支援B型事業所に通うようになった人、特別養護老人ホームでの社会貢献活動に参加して介護の道を志すようになった人の話などから、更生保護制度における保護観察官の役割を理解することができると思います。

日本の更生保護制度には、民間ボランティアである保護司が重要な役割を果たしています。刑事政策の中に福祉的援助が明確に位置付けられているこの制度は、同じように受刑者の高齢化や再犯問題に直面している諸外国からも注目が集まっているそうです。

■Back Number・・・・・・・・

過去のバックナンバーはこちら→http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?page_id=2686

【Plus Quiz・・・・・・答えと解説】

正しいものを「2つ」選びましたか？最後の問題でミスをしないように、くれぐれもお気を付けてください。

1. ○
2. × 更生保護制度は、施設内処遇ではなく、社会的処遇を担っています。
3. × 更生保護の対象は、保護観察対象者の他、保護観察に付されなかった人や刑の執行を終えた人、仮釈放、恩赦、犯罪予防活動、被害者等に対する支援活動なども含まれています。
4. × 更生保護に関する事務は、中央更生保護審査会、地方更生保護委員会、保護観察所が行います。
5. ○

※掲載内容の転載・再配布はご遠慮ください。

※メール内容に対する個別の対応は行っておりません。

※問い合わせ等については社会福祉士養成所ホームページより行えます。

〒105-0013 東京都港区浜松町 2-7-19 K D X 浜松町ビル 6F

Copyright2016 YoseijoNewsplus